

てんかんと就労

東北大学病院 地域医療連携センター
ソーシャルワーカー（精神保健福祉士）
てんかん診療支援コーディネーター
本庄谷 奈央

本日の内容

1. よくある相談内容 と アセスメント
2. てんかんのある方が利用できる就労支援
3. 相談事例
4. 相談をキャッチするために
5. 終わりに 就労とQOL

大前提！てんかんの症状は個別性が高い

大前提として、てんかんの症状は一人一人違う

てんかんと就労を考える際にも

てんかんとして 一般的なもの ということではなく、

てんかんのあるその人の症状がどのようなものなのか

本人は自分の症状を把握できているか

ということを確認する

よくある相談内容

「てんかんがあるとどんな仕事ができますか」

「皆さんどんな仕事をしていますか」

「面接でてんかんだと伝えたら不採用になるのでは」

「運転免許が必要と書かれた求人ばかり」

就労を考える上で整理しておきたいこと

- ✓できる仕事、難しい仕事
- ✓てんかんがあることを職場に伝えるか
- ✓職場での発作時対応や配慮事項、不要なサポート

✓ できる仕事、難しい仕事

➤ 先に難しい仕事を考えます

難しい仕事、避けるべき仕事 を主治医に確認しましょう
例) 運転業務、高所作業、重い物を運ぶ、刃物を扱う 等

➤ できる仕事…は難しい仕事 以外！？

✓ てんかんがあることを職場に伝えるか

- てんかんがあることを職場に伝える（障害開示）
- てんかんがあることを職場に伝えない（障害非開示）

どちらにするか、正解はありません。

発作による：発作の様子、発作時の対応有無、発作を踏まえて避けたい業務があるかどうか

本人の考え：言っておけると安心／言わないでおきたい

障害開示かつ障害者手帳所持の場合、障害者雇用も一案

✓ 職場での発作時対応や配慮事項と不要なサポート

- 発作時対応

例) 全身けいれんの際はケガ予防として周囲のものをよける

- 配慮事項

例) 運転業務は不可

例) 発作後の休憩場所

- 不要なサポート

例) 救急車を呼ぶ必要はありません

就労相談の対応時に聴取すること

- できるかどうかは別として、やってみたい仕事はありますか？
- どんな発作がありますか？
- 症状を踏まえて避けたい業務はありますか 主治医から止められているものはありますか？
- これまでどんな就職活動をしたことがありますか？

等々

本人は既に様々な努力を重ねていることが多い
困っていることだけでなく
本人のストレングス（強み、持っている力）
を確認しておく

雇用側からも
どんな仕事ができるのかを
必ず確認されます

2. てんかんのある方が利用できる就労支援

てんかんのある方から仕事の相談があった…でも何ができる??

医療機関での相談対応としてできること

→ **就労支援、就労相談窓口について案内すること！！**

地域の「障害者就業・生活支援センター」に協力してもらうことも一案です

連絡して、可能であれば病院に来てもらって本人と一緒に会いましょう

2. てんかんのある方が利用できる就労支援

- **障害者就業・生活支援センター**

就労の総合相談窓口

- **就労移行支援事業所**（障害福祉サービス）

通所型→丁寧なアセスメント、支援者との関係性構築が可能
利用者同士のコミュニケーション（仲間づくり）

- **地域障害者職業センター**

専門的な職業リハビリテーションあり（職業相談・職業評価）

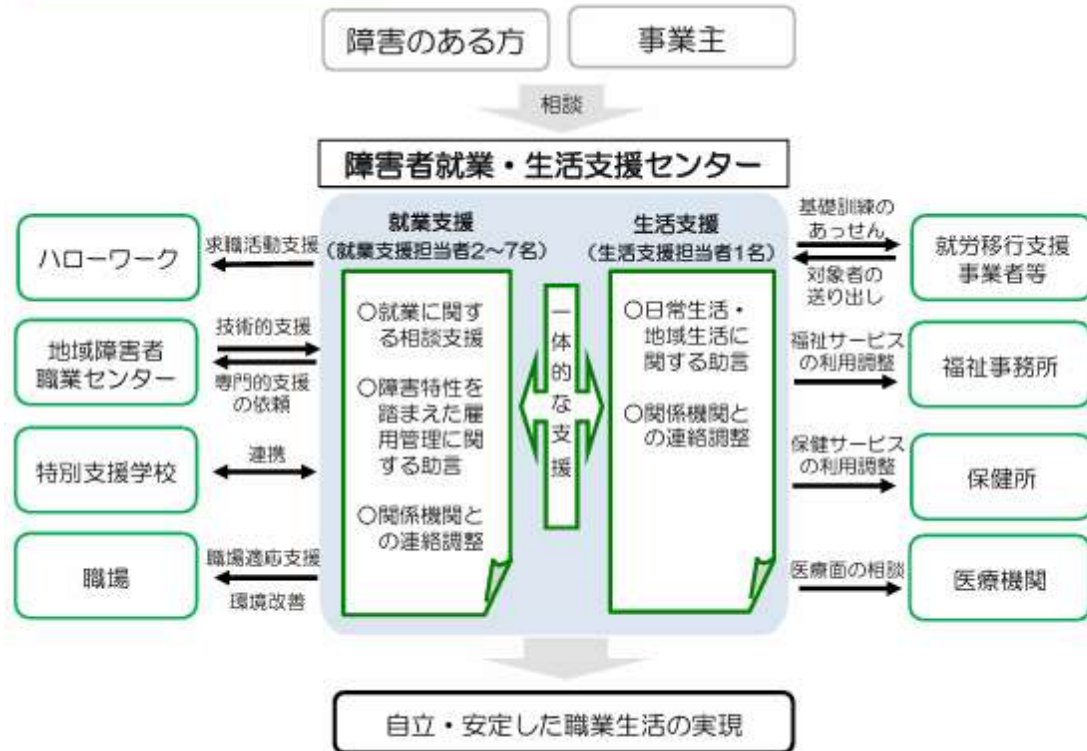
2. てんかんのある方が利用できる就労支援

	障害者就業・生活支援センター	就労移行支援事業所 (障害福祉サービス)	地域障害者職業センター
対象	無職の方、在職中の方	無職の方、休職中の方 (在職中の方は不可)	無職の方、在職中の方 (公務員は不可)
設置数	各圏域に1ヶ所	地域差あり	各都道府県に最低1ヶ所
通所／ プログラム有無	無し	通所、プログラムあり	プログラム参加者は 短期間の通所あり
利用期間	期限無し	就職まで、最長2年間 (就職後は6ヶ月間の フォローあり)	利用内容による (プログラム参加の場合、 プログラム期間)
利用料	無し	所得状況に応じてあり	無し

障害者就業・生活支援センターの概要

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う
「障害者就業・生活支援センター」を設置（令和7年6月現在 339センター）

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・障害者の特性、能力に合った職務の選定
 - ・就職活動の支援
 - ・職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

厚生労働省HP 障害者の方への施策 より

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shisaku/shougaisa/index.html

就労移行支援

○対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
 - 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者として取り扱う。
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
 - 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
 - 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
- ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 }
- 就労支援員 → 15:1以上

○報酬単価(平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬)

基本報酬

<定員20人以下の場合>

報酬区分		基本報酬
就職後 6月 以上定着率	5割以上	1,210単位/日
	4割以上 5割未満	1,020単位/日
	3割以上 4割未満	879単位/日
	2割以上 3割未満	719単位/日
	1割以上 2割未満	569単位/日
	0割超 1割未満	519単位/日
	0	479単位/日

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり
(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

主な加算

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

移行準備支援体制加算 41単位

⇒ 施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合

地域連携会議実施加算 583単位/回

⇒ 支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。

※ R3年新設

※サービス管理責任者が会議に参加せず、職業指導員、生活支援員又は就労支援員が会議に参加し、前後にサービス管理責任者に情報共有する場合は、408単位/回

就労支援関係研修修了加算 6単位

⇒ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加

⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

○事業所数

2,823 (国保連令和 7 年 1月実績)

○利用者数 36,910 (国保連令和 7 年 1月実績)

地域障害者職業センターの概要

- 地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県（ほか支所5か所）に設置。
- 障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力や職業能力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

○ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○ 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

○ 事業主に対する相談・援助

事業主に対して、障害者の従事しやすい職務の設計、わかりやすい指導の方法などを、雇入れの段階から定着に至るまで一貫して実施。

○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関や事業主に対し、職業リハビリテーションに関する助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成や研修等を実施。

厚生労働省HP 障害者の方への施策 より

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shisaku/shougaisa/index.html

3. 相談事例

- ①やりたい仕事が見つからない
- ②地元には求人が少ない 就労移行支援が無い
- ③業務の軽減（復職）

事例① やりたい仕事かわからない

20代前半 男性

- 病状：発症から数ヶ月 発作は初回の全身けいれん1回のみ
- 相談内容：

母に促され相談に来た ほとんど働いたことが無い
やりたい仕事を聞くと「…わかりません」と黙ってしまう
職場に発作時対応としてお願いしたいことも「…特には…」
起床・就寝時間は毎日一定



発作の経験も仕事の経験も乏しい

やりたい仕事、やれる仕事を見つけるプロセスが必要 

事例① やりたい仕事かわからない

⇒就労移行支援を案内（本人の反応はイマイチだが拒否無し）

⇒2～3ヶ所見学、体験利用 母と相談し1ヶ所選定

⇒利用開始

☆発作時の対応内容を主治医に確認（支援者が診察に同席）

☆就職活動の基本を学ぶ

☆企業の見学、実習を行う（やりたい仕事、やれる仕事を探る）

事例② 地元には求人が少ない

30代 男性 職歴あり

- 病状：意識減損のてんかん発作が週数回ある
- 相談内容：
発作が心配で外出を避けていた 生活リズムが乱れがち
人口の少ない町、住民の移動手段は車 徒歩圏内に求人が無い
就労支援の社会資源も少ない



地域の就労支援状況を確認 

遠方の就労支援利用も検討 

事例② 地元には求人が少ない

- ⇒ 障害者就業・生活支援センターへ電話し教えてもらう
仕事をを目指す際は就労継続支援B型（軽作業）での訓練が主流
本人が希望せず
- ⇒ 在宅訓練のある遠方の就労移行支援を案内
- ⇒ 利用開始
 - ☆ 日中の在宅訓練により生活リズムを整えた
 - ☆ 最低限月1回の通所は必要で、家族の協力もあり通所できた
- ⇒ 自信を持てるようになり地元のアルバイトを開始

事例③ 業務の軽減（復職）

50代 女性 休職中

- 病状：発作は週数回、失語症状
- 相談内容：

残業の多い部署、管理職だった

症状を踏まえると元の部署や管理職には戻れないと考えている



復職について職場との相談が必要 

事例③ 業務の軽減（復職）

⇒復職までの職場のスケジュールを確認、逆算し診察に上司に同席してもらうタイミングを本人と検討

⇒復職時は元の部署に戻ることが原則であったが、診察時に主治医と上司まじえ相談、元の業務は難しいことを共有

⇒異動が認められ、管理職からは降格

⇒新しい部署にて時短勤務開始

事務補助作業となったが…電話を取らざるを得ない

同僚が発作の様子に気づくようになり、電話は取らなくて良いのでは、と助言、サポートしてくれた

4. 相談をキャッチするために

コーディネーターひとりでは難しい…
多職種、関係機関と連携しましょう

てんかん相談のご案内

当院は、「てんかん支援拠点病院」に指定されており、てんかん担当のコーディネーターが専門的な相談支援、医療機関や各関係機関との連携を通して、生活をサポートしていきます。

ご相談がある場合には
遠慮なく主治医・病棟看護師へお声がけください。

《たとえばこんな時にご相談ください》

- てんかんの診断によって利用できる社会福祉制度を知りたい
- 利用している制度やサービスについてわからないことがある
- 医療費や生活費など経済的なことが心配
- 学校や進路、仕事や就職活動のことで悩んでいる
- 発作があって育児が大変
- てんかんのことを周りの人へうまく伝えられない
- てんかんのある仲間に出会いたい など

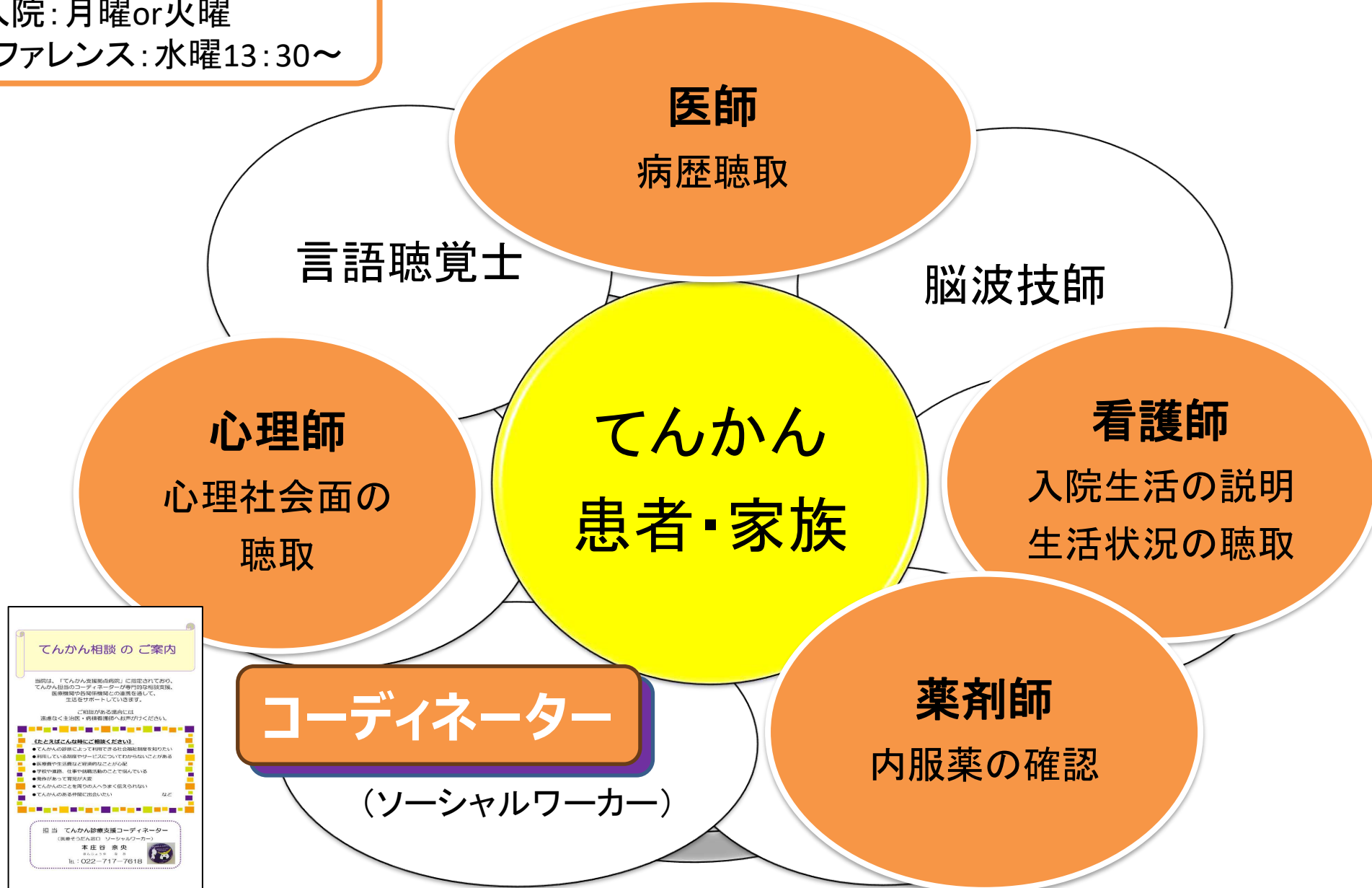
担当 てんかん診療支援コーディネーター
(医療ソーシャルワーカー)

本庄 谷 奈央
ほんじょうや なお
TEL : 022-717-7618



てんかんチーム

モニタリング入院(約2週間)
入院: 月曜or火曜
患者カンファレンス: 水曜13:30~



院内の多職種との連携

- 症例カンファレンス
週一回
多職種
院外からウェブ参加あり

脳波や発作記録の共有、
心理社会面の共有

精査の結果がまとまり、
治療方針が決まる場！



5. 終わりに 就労とQOL

発作があっても働いているとQOLが高い
(Taylor RS et al. Epilepsia. 2011)

発作は難治に経過、46才でVNS留置 発作回数は減ってきた
一度も働いたことが無かった 働かなくちゃ
就労移行支援事業所を利用 毎日通所 休む時の連絡を学ぶ
職場見学と実習を経て、51才になってホテルの清掃業に就職！
発作時に転倒、ケガはある
でも「仕事の帰りに街を歩くことが楽しいです」

参考資料

- 「てんかんと就労」

https://www.towayakuhin.co.jp/healthcare/miniclinic/tenkan_syuurou/

